

新石川調理場整備運営事業 募集要項に関する質問に対する回答

【募集要項に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
1	募集要項	2	第1	4	(4)	-	-	-	業務範囲	調理場の開業準備・維持管理運営に伴って発生する光熱水費については、事業者の負担となりますでしょうか、あるいは貴市の御負担でしょうか。	本市にて負担します。
2	募集要項	7	第2	3	(1)	ウ	-	-	設計業務に当たる者	HACCPに関する講習会の受講実績を証明する添付書類として受講の終了証でもいいか。	ご理解のとおりです。なお、HACCPに関する講習会は、日本食品衛生協会などが実施しているHACCPの知識・技術習得のための講習会を指します。
3	募集要項	7	第2	3	-	-	-	-	応募者の参加資格要件(業務別)	同一企業が複数の業務を担う場合、参加資格審査申請書添付書類(証明書)はいずれかの業務に係る申請書に添付し、もう一方の業務に係る申請書には複写でよろしいでしょうか。	負担の軽減として、同一企業が複数業務を担う場合に、共通の添付書類はいずれかの業務のみに添付で可とします。
4	募集要項	7	第2	3	(2)	-	-	-	様式2-6 参加資格審査申請書(建設業務に当たる者)【添付書類】について	“⑨ (3)に示す業務実績が記載された契約書の写し・・・監理技術者又は主任技術者の雇用関係を証明する資料”とありますが、雇用関係を証明する資料とは、「業務実績として提出する工事における技術者」または「本事業における配置予定の技術者」どちらの証明を提出する必要がありますでしょうか。	業務実績として提出する工事における技術者を指します。
5	募集要項	8	第2	3	(3)	ウ	-	-	工事監理業務に当たる者	HACCPに関する講習会の受講実績を証明する添付書類として受講の終了証でもいいか。	募集要項に関する質問書回答No.2をご参照ください。
6	募集要項	8	第2	3	(5)	イ	-	-	維持管理業務に当たる者	公共施設の維持管理業務実績(指定管理者等)について、行政への建物一棟貸しに付随し、行政から維持管理業務を受託している実績も含めてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	募集要項	15	第3	2	(5)	カ	-	-	応募の無効	カにある「明らかに連合による」の「連合」とは何ですか。	談合の同義です。
8	募集要項	25	別紙2	2	(1)	-	-	-	サービス対価Aの算定方法	「※1 記載している交付金の金額については、あくまで市が現時点で想定している参考値である。」との記載がありますが、交付金の「提案上限額」ではなく、あくまでも参考値として、応募者の判断に委ねられるとの理解で宜しいでしょうか。(仮に目安額を超過した場合においても、超過額によらず一括払いいただけると考えてよいでしょうか。)	実際の支払は施設の設計内容等で変わりますが、提案時は募集要項記載の金額で算定ください。 なお、支払いは設計を踏まえて交付要領により積算することになります。
9	募集要項	25	別紙2	2	(1)	-	-	-	サービス対価Aの算定方法	【事務手数料等が発生する場合には事業者負担】とございますが、割賦金が増加することでアレンジメントフィーなどの金融機関コストが増加するような場合が想定されますが、貴市負担として頂くことはできませんでしょうか。	原案のとおり事業者の負担とします。なお、実際の交付額が想定額を下回った場合には一般財源で対応するなど、サービス対価Aによる事業者への支払額が変わらないよう配慮することを想定しています。

新石川調理場整備運営事業 募集要項に関する質問に対する回答

【募集要項に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
10	募集要項	25	別紙2	2	(1)	-	-	-	サービス対価Aの算定方法	「ア文部科学省学校施設環境改善交付金」及び「イ沖縄振興特別市町村推進交付金」の交付対象額算出式（又は構成費用）をお示してください。 同頁※1にて、市が現時点で想定している参考値との記載がございますが、提出する収支の前提条件として変動可能性を認識するため、情報開示が必要との認識です。	交付算対象額算出式の公表はできませんが、募集要項に関する質問書回答No.9に記載のとおり、実際の交付額が想定額を下回った場合には一般財源で対応するなど、サービス対価Aによる事業者への支払額が変わらないよう配慮することを想定しています。
11	募集要項	25	別紙2	2	(1)	-	-	-	サービス対価Aの算定方法	【「起債対象額は別添資料2「様式集」様式6-8④ 初期投資費内訳書における、「Ⅰ. 設計業務」、「Ⅱ. 工事監理業務」及び「Ⅲ. 建設業務」を対象とする。】とございます。 一方で、様式6-8④脚注において【「(B)起債対象となる費目」は「(A)初期投資費見積書」の費用のうち、「Ⅲ. 建設業務」の費用を計上すること。】とございます。 どちらに従って解釈すればよろしいでしょうか。	5月23日に公表した募集要項及び様式集2 更新版に記載のとおりです。
12	募集要項	25	別紙2	2	(1)	ウ	-	-	サービス対価Aの算定方法	算定式に「合併特例債対象額」「学校教育施設事業債対象額」と明記がございますが、提案上のような金額を想定すればよろしいでしょうか。なお、様式6-8②の起債分の備考の式と、当該明示の算定式が異なるため質問させて頂いております。	5月23日に公表した様式集2 更新版に記載のとおりです。
13	募集要項	26	別紙2	2	(2)	-	-	-	サービス対価Bの算定方法	ア 提案時の基準金利も、ウ 金利確定日の基準金利も30ページのサービス対価Bのウも「TONAベース10年もの」となってます。維持管理運営事業は15年ですので、10年後に、残りの期間を「5年もの」で見直すという理解でよろしいでしょうか。	5年もので見直しは行いません。10年ものでの対応とします。
14	募集要項	25	別紙2	2	(2)	-	-	-	サービス対価Bの算定方法	【応募者が提案する別紙2の1に示すサービス対価B①～⑤を割賦元金とし】とございますが、サービス対価B①～③の間違いでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	募集要項	26	別紙2	2	(2)	ア	-	-	サービス対価Bの算定方法	TONAベース10年とございますが、TONAベース15年という理解で問題ないでしょうか。	TONAベース10年になります。
16	募集要項	27	別紙2	2	(4)	ア	-	-	サービス対価Dの算定方法	配送車の燃料費は、一般的に軽油ですが、事業者提案で他の（例としてガソリン等）ものが混在した見積でも問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新石川調理場整備運営事業 募集要項に関する質問に対する回答

【募集要項に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
17	募集要項	27	別紙2	2	(4)	イ	(7)	-	各年度の一日あたりの提供食数	提供日数について、初年度は135日、最終年度は75日、以外は190日となっておりますが、四半期ごとに損益計画を立てるにあたり、1-3月、4-6月、7-9月、10-12月及び、初年度は9月、最終年度は7-8月の各想定提供日数をご教示頂きたく存じます。	1-3月 52日 4-6月 55日 7-9月 38日 10-12月 48日 初年度8-9月 25日 最終年度7-8月 19日 ※日曜参観、社会見学、運動会、学校行事等の振替休日を含んでいます。
18	募集要項	29	別紙3	1	(1)	-	-	-	サービス対価の支払い方法	サービス対価Bのうち割賦元本に係る消費税については、サービス対価Aと合わせて一括で支払いと記載がありますが、サービス対価AについてはA1・A2いずれも支払時にその元本に対応した消費税が支払われるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	募集要項	29	別紙3	1	(1)	-	-	-	サービス対価の支払い方法	【ウ 各年度の請求対象のサービス対価A1は、当該年度のサービス対価A2の支払想定額の設計業務は10分の3まで、建設業務は10分の4までを上限とする。】とございます。 一方で、様式6-8②サービス対価A内訳書 ①サービス対価A1(前払金)の備考欄は【各年度の②+③+④費用の10分の4が上限】とございます。 どちらに従って解釈すればよろしいでしょうか。	5月23日に公表した様式集2 更新版に記載のとおりです。 なお、別紙3.1.(1)サービス対価A1(前払い)のウについて、「各年度の請求対象のサービス対価A1は、当該年度のサービス対価A2の支払い想定額の設計業務は10分の3まで、建設業務は10分の4までを上限とする。」を「各年度の請求対象のサービス対価A1は、当該年度のサービス対価Aの支払い想定額の設計業務及び工事監理業務は10分の3まで、建設業務は10分の4までを上限とする。」とします。 サービス対価Aの前払いとしてサービス対価A1を支払うものとしてご確認ください。
20	募集要項	30	別紙3	1	(1)	-	-	-	サービス対価の支払い方法	サービス対価Bの消費税について、サービス対価Aと合わせて一括して支払うとございますが、こちらは令和8年度に係るサービス対価A2の支払いの際に一括して払うという理解で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	募集要項	31	別紙3	1	(2)	-	-	-	サービス対価の支払い時期	サービス対価Aについて、【請求書受理後30日以内】と支払い時期の記載がございますが、A1及びA2のそれぞれの想定される請求可能時期は各年度いつ頃になりますでしょうか。	各年度に出来形検査を実施した上で、請求書を受けるため、毎年度4月頃に請求を受けることを想定します。
22	募集要項	31	別紙3	1	(2)	-	-	-	サービス対価の支払い時期	サービス対価Dについて、四半期ごとの請求となりますが、各四半期の金額算定にあたり円未満の数値が生じた場合、各事業年度の最終支払回(第4四半期または、最終事業年度のみ第2四半期)にて調整するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	募集要項	31	別紙3	2	-	-	-	-	サービス対価の改定	配送車両調達に係る物価変動については、購入の場合は(1)サービス対価A及びBの改定、リースの場合は(2)サービス対価Dの改定①学校給食調理固定費に則り改定するとの理解で相違ございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。

新石川調理場整備運営事業 要求水準書に関する質問に対する回答

【要求水準書に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書	2	第1	3	-	-	-	-	用語の定義	用語の定義について、修繕と補修の違いをご教示ください。	当該用語の定義については「建築物修繕措置判定手法（建築保全センター）」より引用して定義としていますので、そちらをご参照ください。
2	要求水準書	3	第1	5	(3)	カ	-	-	維持管理業務	事業者が実施する業務の維持管理業務にも運営業務にも、学校配膳室での配膳業務の記載ございませんが、86ページに「学校配膳室の清掃及び点検」とございますのは維持管理業務として事業者が行うのでしょうか？それとも運営業務として清掃のみを行うのでしょうか？または学校配膳室での配膳業務と配膳室清掃を行うのでしょうか？ご教授願います。	学校における配膳業務、学校配膳室の維持管理、日常清掃は市で行います。 事業者には、年3回の長期休暇後において、給食開始前の清掃、空調機器、牛乳保冷庫等の一般的な動作確認を行い、不備・不具合等がある場合は、市へ報告していただきます。
3	要求水準書	4	第1	5	(4)	-	-	-	市が実施する業務（参考）	実施方針に関する質問・意見に対する回答No. 15において「配膳業務は想定していません」と回答を頂きましたが、配膳室の施錠や清掃管理（運営業務含まれている年3回の清掃点検は除く日常的な清掃です）、直送品の受入れについては配送校の市職員が行って頂けるのでしょうか。	ご理解の通りです。
4	要求水準書	4	第1	5	(4)	-	-	-	市が実施する業務（参考）	実施方針に関する質問・意見に対する回答No. 15において「配膳業務は想定していません」と回答を頂きましたが、児童生徒がコンテナから食器カゴや食缶を取り出す作業等（低学年への補助含め）は配送校の市職員が行って頂けるのでしょうか。	ご理解の通りです。
5	要求水準書	4	第1	5	(4)	ア	-	-	運営業務	学校で食器や食缶等をコンテナから下ろしたり、喫食後にコンテナに積んだり、積載漏れを確認したりの配膳業務は市の業務範囲との理解でよろしいのでしょうか？どこにも記載がないので確認です。	ご理解の通りです。
6	要求水準書	5	第1	5	(6)	エ	-	-	事業期間	“エ 供用開始日 2026年8月の最終週”、“オ 維持管理・運営期間 2026年9月1日～”と記載がありますが、2026年8月の最終週の維持管理・運営費の支払の考え方について、ご教示ください。	オ 維持管理・運営期間は「2026年（令和8年）9月1日～」を「供用開始日～」に修正します。 支払いについては募集要項別紙3に記載のとおり、1回目の支払いに含みます。
7	要求水準書	7	第1	7	(3)	-	-	-	配送校	各学校の児童生徒数をご教示ください	公表資料の【資料4】をご確認ください。
8	要求水準書	7	第1	7	(3)	-	-	-	配送校	各学校の給食開始時間をご教示ください	公表資料の【資料8 給食タイムスケジュール（令和5年度）修正版】を再提供しますのでご参照ください。
9	要求水準書	8	第1	8	(1)	エ	-	-	費用の負担区分	事業者が支払う月3,000円の駐車場費用は税別ですか。	税込になります。

新石川調理場整備運営事業 要求水準書に関する質問に対する回答

【要求水準書に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
10	要求水準書	10	第2	1	-	-	-	-	敷地条件等	「現時点で用地測量を行っており、事業者選定後、事業契約締結までに変更協議を行う。」とありますが、著しい変更が発生し、建物に影響が出た際のリスクは、市負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
11	要求水準書	11	第2	1	-	-	-	-	敷地条件等	令和5年度に道路拡幅に係る実施設計との記載がありますが、翌令和6年度に施工となると、本施設の造成工事時期と重なる可能性が高いと認識しております。本事由によって工期延長となる場合のリスクは市負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
12	要求水準書	12	第2	2	(1)	エ	-	-	アレルギー対応食の調理	現行のアレルギー対応児童生徒数及び品目をご教示ください	本市では、与勝調理場のみ6月からアレルギー対応(4品目)を実施しておりますが、本事業の対象となる学校においては現在はアレルギー対応を行っておりません。想定人数については、R4年9月のアンケート調査結果として【資料9 食物アレルギーを有する児童生徒数】を公表します。品目については、要求水準書に関する質問書回答No. 13をご参照ください。
13	要求水準書	12	第2	2	(1)	エ	(ア)	-	アレルギー対応食の調理	対象品目は、特定原材料7品目(卵、乳、小麦、えび、かに、落花生、そば)とする、とございますが一日の献立で何品目まで対応予定でしょうか。ご教示ねがいます。	事業開始当初は、卵、乳、えび、かにの4品目からのスタートとし、将来的には特定原材料の追加も行っていきたいと考えています。なお、対象者1名に対し通常食の献立の内1品とし、それ以外は通常食から配食します。なお、将来的には1名に対し3品までの対応を想定していますが、その際は協議を行います。
14	要求水準書	12	第2	2	(1)	エ	(ウ)	-	アレルギー対応食の調理	アレルギー対象品目が無い日はアレルギー対応調理室は使用せずに通常食を通常の食缶にて提供すると考えて宜しいでしょうか。	アレルギー対象者がいない場合は、通常食を通常の食缶にて提供します。
15	要求水準書	12	第2	2	(1)	オ	(イ)	-	配送	食器・食缶は同時配送とありますが、食器・食缶をコンテナに混載して配送する方法や食器コンテナと食缶コンテナを同時に配送すること等は事業者の提案という理解でよいですか。	他調理場と統一するため、食器・食缶は、同一のコンテナで一緒に配送してください。
16	要求水準書	13	第2	2	(4)	-	-	-	本施設に求める災害時等の稼働性能	災害時の対応としては、建物内の調理機器ではなく屋外にて「移動式煮炊き釜を使用しての炊き出し対応のみ」と考えれば宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
17	要求水準書	13	第2	2	(4)	イ	-	-	本施設に求める災害時等の稼働性能	「非常時には3日間使用できる」とありますが冷蔵庫は災害時の食料保管の為に考えれば宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、「野菜等の保管用冷蔵庫」は、「荷受・検収・下処理エリアに設置する食材保管用の冷蔵庫・冷凍庫」に修正します。

新石川調理場整備運営事業 要求水準書に関する質問に対する回答

【要求水準書に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
18	要求水準書	13	第2	3	(1)	エ	-	-	造成計画	「開発許可等に関する基準の準拠や各種申請手続き等を行う」とあります。37ページの「本事業は開発許可申請手続きは不要である」との関係はどうなっていますか。	本施設は学校給食法に基づく給食センターであり、公益施設(法第29条第1項第3号の政令で定める施設)に該当するため、開発許可申請手続きは不要となります。
19	要求水準書	13	第2	3	(1)	エ	-	-	造成計画	開発許可不要、ただし、不要証明は必要との回答があった中でP13 3 (1) エでは「開発許可等に関する基準の準拠や・・・」との記載がございますが、都市計画法34条の2の特例を以って、本件は市が開発行為を行うにあたり、開発許可があったものとみなすという形ではありませんでしょうか。 要求水準書記載事項によると、開発許可は許可基準に抵触するか否かで許可の必要性は変わるとも読み取れます。工期に大きく影響しますので県との調整内容について詳細に開示ください。 なお、P37には「開発許可申請手続きは不要」との記載もございます。	要求水準書に関する質問書回答No. 18をご参照ください。都市計画法第34条の2（開発許可の特例）には該当いたしません。
20	要求水準書	13	第2	3	-	オ	-	-	造成計画	“(1) 造成計画 オ 支障となる電柱等がある場合には・・・なお、移設費は事業者の責任と負担において実施すること。”とありますが、市道石川70号線の拡幅予定敷地に電柱はございますでしょうか。 拡幅に伴う電柱の移設がある場合、どこに移設予定かお示しいただきたいです。 なお、道路拡幅工事に伴う電柱移設がある場合、その費用は市の負担との認識で錯誤ありませんでしょうか。	道路拡幅予定敷地に電柱は有ります。道路拡幅に伴う電柱の移設計画は、給食センター出入口の配置等を踏まえて、応募者の提案事項とします。移設費用は市の負担とします。
21	要求水準書	15	第2	4	(2)	イ	-	-	諸室の構成	防火水槽の設置は必須か	市で前面道路に消火栓を設置するため、防火水槽は不用です。 なお、【資料2 インフラ関係資料（修正版）】を公表します。
22	要求水準書	15	第2	4	(2)	イ	-	-	諸室の構成	「一般エリ」となっています。	「一般エリア」に訂正致します。
23	要求水準書	15	第2	4	(2)	イ	-	-	諸室の構成	15ページの諸室の構成表は、給食エリアに共用部分として玄関ホール、多目的室などが含まれていますが、20ページでは（給食エリアと対立する概念の）一般エリアに玄関ホールや多目的室が含まれています。どちらが正しいですか。	玄関ホール、多目的室は一般エリアの誤記です。 p15の【諸室の構成表】に示す給食エリア：共用部分については、一般エリア内として修正します。
24	要求水準書	16	第2	4	(2)	ウ	(ア)	a	荷受室、検収室	「個食デザートは（略）保管に当たって冷蔵管理は不要とす」とあります。80ページの（4）ア（オ）には「個別容器のデザートはコンテナ搬出時まで適正な温度維持に努める」とあります。冷蔵すべきでしょうか。	個食デザートは常温保存のお菓子であり、冷蔵管理は不要です。従ってp80の（4）ア（オ）は以下のように修正します。 （オ）和え物やヨーグルトなどのデザートは、コンテナ搬出時まで適正な温度管理に努めること。

新石川調理場整備運営事業 要求水準書に関する質問に対する回答

【要求水準書に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
25	要求水準書	16	第2	4	(2)	ウ	(ア)	c	油庫	「(b)～新油を本体施設の外部から直接注入できるようにすること。」とございますが、新油の納品はローリー車での想定でしょうか？また1回に何リットルの想定でしょうか？	新油の納品、廃油の回収はローリー車を想定します。新油の量は、事業者が提案する揚げ物機の必要量からご検討ください。
26	要求水準書	16	第2	4	(2)	ウ	(ア)	c	油庫	「(b)～新油を本体施設の外部から直接注入できるようにすること。」とございますが、新油納入業者及び廃油回収業者が他の部屋を経由せずに油庫に直接出入りできることを求められているとの理解でよろしいでしょうか？	油庫に建物外部から直接出入りできるようにしてください。
27	要求水準書	16	第2	4	(2)	ウ	(ア)	d	食品庫	災害用の備蓄米(3,000食分)の荷姿(何kgの米袋に入っているか)を教えてください。	10kg入り、厚めのビニール袋です。
28	要求水準書	16	第2	4	(2)	ウ	(ア)	d	食品庫	食品庫に「災害用の備蓄米を保管する」とあります。17ページの洗米コーナーには「物品庫内の備蓄米」とあります。食品庫と物品庫の双方に備蓄米があるのでしょうか。	備蓄米の保管は食品庫とします。P17のh(a)は、以下に修正します。(a)～なお、2ヶ月に1回程度、食品庫内の備蓄米を使用する。
29	要求水準書	16	第2	4	(2)	ウ	(ア)	d	食品庫	「(b)別途、災害用の備蓄米(3,000食分)を保管するスペースを確保すること。」とございますが、米の入荷は何kg袋で1回に最大何袋を想定されておりますでしょうか？通常食分で何袋、備蓄米用で何袋かご教示願います。	通常食用として10kg×42袋、備蓄食用として10kg×42袋をそれぞれ食品庫に保管します。
30	要求水準書	17	第2	4	(2)	ウ	(ア)	g	下処理室	(b)肉魚類下処理室は、肉魚類の下味付け等の下処理を行うとあり、将来的に下味付け作業を行うような献立を考慮してもらえるのでしょうか。(※資料6 調理指示資料を拝見すると「下味済の食材」を使用されているため確認です)	肉魚類下処理室は、揚げ物・蒸し物調理等の準備作業を行います。(例：スチームコンベクションへの食材投入)また、肉類等の下味付け作業があります。
31	要求水準書	17	第2	4	(2)	ウ	(ア)	g	下処理室	資料6の調理指示書から、各食材は下記の諸室での処理でしょうか。 肉魚類下処理室：鶏もも肉、ベーコン、豚バラ肉、肉・魚類仕分室：鶏肉の照り焼き、スクールミートボール、魚のゆかり焼き、プレーンオムレツ	肉魚類下処理室については、要求水準書に関する質問書回答No.30をご参照ください。 肉・魚類仕分室については、要求水準書に関する質問書回答No.32をご参照ください。
32	要求水準書	17	第2	4	(2)	ウ	(ア)	g	下処理室	(c)肉・魚類仕分室は冷凍液卵の処理を主と考慮して、煮炊き調理室と隣接させる必要があるのでしょうか。	肉・魚仕分け室は、肉・魚・豆腐・卵(冷凍液卵)の食材を、釜数の容器へ種分けを行います。 配置については、作業動線を考慮の上、ご提案ください。

新石川調理場整備運営事業 要求水準書に関する質問に対する回答

【要求水準書に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
33	要求水準書	17	第2	4	(2)	ウ	(ア)	g	下処理室	「容器・器具を洗浄する水槽を設置」とありますが、容器・器具の洗浄は、汚染作業区域の器具洗浄室で行うため、肉・魚類仕分室内への洗浄用シンクの設置は必須としないで頂けないでしょうか。お認め頂ける場合、必要な水槽は「冷凍液卵・冷凍食品用」「乳製品用」の計2台の設置でよろしいでしょうか。	肉・魚類下処理室については手作り献立（練り物）等の水分調整等のため、肉・魚類仕分室内については冷凍液卵の解凍・豆腐の水切り・エビイカ等の解凍があるため、シンクの設置を必須とします。 なお、(b)の「肉魚用の容器・器具を洗浄するための水槽」は「手作り献立（練り物）等の水分調整等のためのシンク」、(c)の「冷凍液卵を回答するための水槽や乳製品専用の水槽、専用容器・器具を洗浄するための水槽」は「冷凍液卵や冷凍エビ・イカの解凍、豆腐の水切りをするためのシンク」に変更します。
34	要求水準書	17	第2	4	(2)	ウ	(ア)	h	洗米コーナー（室）	(b)「物品庫」内の備蓄米とありますが、「食品庫」内の備蓄米の誤記でしょうか。	ご理解の通りです。要求水準書に関する質問書回答No. 28をご参照ください。
35	要求水準書	18	第2	4	(2)	ウ	(イ)	d	和え物室	果物カットとありますが、提供を想定している果物の種類とカット方法をお示しください。	リンゴ、みかん、オレンジ等で、大きさにより1/4または1/6カットです。
36	要求水準書	18	第2	4	(2)	ウ	(イ)	d	和え物室	生野菜カット等とありますが、12ページでは原則として生野菜は提供しないとあります。どのような作業を想定されているのでしょうか。	トマトのカットを想定します。
37	要求水準書	18	第2	4	(2)	ウ	(イ)	e	アレルギー対応食調理室	「(e) アレルギー対応食用の調理済み食品を保管するために冷凍庫、冷蔵庫を設置」とありますが、「調理済み食品」とは、保存食のことでしょうか。その場合、冷凍庫のみの設置でよいと思いますが、冷蔵庫も必要でしょうか。	調理済み食品とは保存食を指すものとし、冷凍庫で保管します。冷蔵庫は、肉・魚等の保管、ボイル後の食材保管のため必須とします。
38	要求水準書	19	第2	4	(2)	ウ	(イ)	e	アレルギー対応食調理室	(e)調理済み食品を保管するために「冷凍庫、冷蔵庫を設置」とありますが、冷凍庫は保存食用として冷蔵庫の用途は何でしょうか。	要求水準書に関する質問書回答No. 37をご参照ください。
39	要求水準書	19	第2	4	(2)	ウ	(イ)	e	アレルギー対応食調理室	(d)で「料理済み食品を保管する冷蔵庫、冷凍庫を設置」とあります。調理済みのアレルギー対応食は「真空耐熱フードジャー」（49ページ）に入れている状態ですが、それを冷蔵庫や冷凍庫に入れるのでしょうか。	要求水準書に関する質問書回答No. 37をご参照ください。
40	要求水準書	19	第2	4	(2)	ウ	(イ)	e	アレルギー対応食調理室	「アレルギー対応食用の調理済み食品を保管するために冷凍庫、冷蔵庫を設置すること。」とありますが、使用用途は保存食用ではないのでしょうか。冷蔵庫はどのような使用を想定されていますでしょうか。	要求水準書に関する質問書回答No. 37をご参照ください。

新石川調理場整備運営事業 要求水準書に関する質問に対する回答

【要求水準書に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
41	要求水準書	19	第2	4	(2)	ウ	(イ)	f	冷蔵室、冷凍室	非汚染作業区域における「冷蔵室、冷凍室」とはどのような用途でしょうか。	fは削除し、「b 煮炊き調理室」に以下を追加します。 (e)調理済み食品の保存食用冷凍庫を設置すること。設置場所は、煮炊き調理室に限らず、事業者にて適切な位置を提案することも可とする。
42	要求水準書	19	第2	4	(2)	ウ	(ウ)	b	調理員用便所	「(f)～着衣後に利用出来る手洗い設備を便所前室等へ設置」とありますが、文部科学省「学校給食調理場における手洗いマニュアル」P22によると、用便後の手洗いは「①個室内で手洗い→着衣②調理室に入室前に前室（消毒室）で手洗い」の2回で、便所前室等での手洗いは求められていません。調理員用便所を「個室（手洗器設置）、脱衣室（手洗器設置）」や「個室（手洗器設置）、脱衣室、便所前室（手洗器設置）」といった構成にすると、スペースがかなり広く必要になるため、前述の”手洗いマニュアル”に則った運用ができれば、便所前室等への手洗器の設置は事業者の提案に委ねて頂けないでしょうか。	「学校給食調理場における手洗いマニュアル」において、個室の手洗い設備のみが記述されておりますが、「学校給食衛生管理基準の解説において」では、前室、便所の個室に設置すると明記されていますので必須となります。 なお、前室については、脱衣場所兼用としてかまいません。
43	要求水準書	20	第2	4	(2)	ウ	(エ)	c	見学通路	見学窓は、見学通路ではなく多目的室のみに設けることでもよいですか。	不可とします。可能な限り見学通路を設け、目視できるようにご提案ください。
44	要求水準書	20	第2	4	(2)	ウ	(エ)	c	見学通路	煮炊き調理室もモニターで視聴可能とした場合、見学窓は設けなくてもよいですか。	煮炊き調理室には見学窓を設けてください。
45	要求水準書	21	第2	4	(2)	ウ	(エ)	g	物品庫	物品庫は敷地内に防災倉庫として、別棟とすることをご提案もお認め頂けないでしょうか。	別棟とする防災倉庫の提案も認めます。
46	要求水準書	21	第2	4	(2)	ウ	(エ)	g	物品庫	「(a)～ガスボンベの保管を想定すること。」とございますが、本事業の水光熱費支払いは市の業務範囲であることから、炊き出しに必要なガスボンベも市の調達との理解でよろしいでしょうか？また事業期間中のガスボンベ更新やガス充填の必要が発生した場合は市の費用負担との理解でよろしいでしょうか？	ガスボンベの調達、保管及び更新についても事業者の負担とします。 なお、訓練等で市が使用した場合は、市が負担します。
47	要求水準書	21	第2	4	(2)	ウ	(エ)	i	市職員用事務室	「(d) 3～4人程度で打合せができるスペース」とあります。51ページの打合せ用テーブルは「4～5人程度」とあります。どちらに合わせますか。	4人とします。 p. 50の第6の2(2)ア(7)の打合せ用テーブル及び椅子の項目は、打合せテーブル及び椅子：1式と修正します。

新石川調理場整備運営事業 要求水準書に関する質問に対する回答

【要求水準書に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
48	要求水準書	23	第2	4	(5)	ア	(ウ)	-	駐車場（駐輪場を含む。）	「(ウ) 事業者が、事業用地内に整備する駐車場については、有償（1台3,000円/月）で使用を許可する。」とありますが、有償で借りなければならぬ車両の基準をお示ください。	業務従事者が通勤で使用する車両を対象とし、以下となります。 ・自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車）は1台3,000円/月、 ・オートバイ等（道路交通法第2条第10条に規定する原動機付自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車）は1台600円/月
49	要求水準書	25	第2	5	(2)	イ	(ア)	g	電灯・コンセント設備	gに「会議室」とあります。実施方針に担する質問書回答67番で「会議室は削除」とありますが会議室は要りますか。	gの会議室は削除します。
50	要求水準書	26	第2	5	(2)	イ	(ウ)	d	通信・情報設備	dに「会議室」とあります。実施方針に担する質問書回答67番で「会議室は削除」とありますが会議室は要りますか。	gの会議室は削除します。
51	要求水準書	29	第2	5	(3)	イ	(ウ)	-	排水設備	dで「2階の排水は1階調理エリア（汚染・非汚染）の天井裏を経由しない」とあります。15ページの諸室の構成表によれば「調理エリア」は非汚染作業区域にしかなく、ここに書かれている「非汚染作業区域の調理エリア」とはどこを指しますか。	「1階調理エリア（汚染作業区域・非汚染作業区域）の天井裏」は「1階給食エリア（汚染作業区域・非汚染作業区域）の天井裏」とします。
52	要求水準書	30	第2	6	(1)	イ	(ク)	-	基本要件	本要求水準書で「ごみ」は17か所あり、ここだけ「ゴミ」とカタカナですが、その意図は何でしょうか。	誤記です。当該箇所についても「ごみ」に統一致します。
53	要求水準書	31	第2	6	(2)	イ	(オ)	-	シンク類の槽	必要があればシンク槽外面塗装を行う前提として、室内の空調管理等によりシンク槽外面に結露を生じさせない対策を行う形でのご提案もお認め頂けないでしょうか。	可とします。
54	要求水準書	31	第2	6	(2)	イ	(オ)	-	シンク類の槽	「槽の外面には、結露防止の塗装を施す等槽の外表面を結露させないための対策を講じ、床面への水垂れを防止すること。」とございますが、食材を直に扱うシンクに塗装をすると、塗装が剥がれたり削れたりした場合は給食への異物混入が心配ですし、塗装でも完全防止は難しいので、塗装ではなく室内の温度と湿度をしっかりと基準値内にコントロールすることで防止し、それでも水温と室温の差が大きく結露した場合は速やかに床の水分を清掃することに代えてのご提案も可能でしょうか？	可とします。
55	要求水準書	32	第2	6	(3)	ア	(ア)	a	冷蔵庫、冷凍庫	縦型横型業冷库の取手は、抗菌仕様ですが、プレハブ冷蔵庫の扉取手は、抗菌仕様になっていません。記述は縦型横型業冷库に限定するという解釈でよろしいですか。	プレハブ冷蔵庫、冷凍庫も抗菌仕様とします。なお、要求水準書に関する質問書回答No56もご参照ください。

新石川調理場整備運営事業 要求水準書に関する質問に対する回答

【要求水準書に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
56	要求水準書	32	第2	6	(3)	ア	(ア)	a	冷蔵庫、冷凍庫	「a抗菌(取手部分は抗菌仕様)」とございますが、これは「取手部分は必ず抗菌仕様で、それ以上は提案による」との理解でよろしいでしょうか？	取っ手は抗菌仕様とし、それ以外は衛生管理を適切に行うものとして、事業者の提案に委ねます。
57	要求水準書	32	第2	6	(3)	ア	(ア)	b	冷蔵庫、冷凍庫	「b自閉式、ひじでの開閉が可能である等」とございますが、縦型の冷蔵庫及び冷凍庫の扉は、家庭用冷蔵庫と同じく初めに軽く押してあげれば自閉しますが、カートイン式プレハブ冷蔵庫及び冷凍庫の扉は、扉下部から冷気が漏れないようにゴムパッキンが付いており、軽く押しでも自閉しません。縦型だけとの理解でよろしいでしょうか？	プレハブは除きます。
58	要求水準書	32	第2	6	(3)	ア	(ア)	b	冷蔵庫、冷凍庫	「b自閉式、ひじでの開閉が可能である等」とございますが、縦型の冷蔵庫及び冷凍庫の扉は、家庭用冷蔵庫と同じく初めに軽く押してあげれば自閉しますので、ひじで押して閉めることは可能ですが、ひじで扉を開けることは難しいですが、お認めいただけますでしょうか？またカートイン式プレハブ冷蔵庫及び冷凍庫の扉は、一般的な扉はラッチ式と言って鍵付きの丈夫な取手ですので、ひじでの開閉は不可能です。お認めいただけますでしょうか？	要求水準書に関する質問書回答No. 57をご参照ください。
59	要求水準書	33	第2	6	(3)	ウ	(ウ)	-	焼物機	「硬水のため軟水器を設置」とあります。10ページの上水の「硬度」は34mg/lであり、WHOの基準では60mg/l未満は「軟水」に分類されますが、この記述はどう解釈したらよろしいでしょうか。	WHOの基準では軟水に分類されますが、硬度が高いため軟水器を設置します。
60	要求水準書	34	第2	6	(3)	エ	(カ)	-	微酸性電解水生成機	「必要量生成」とありますが、電解水を使用する対象箇所や諸室等については事業者提案として宜しいでしょうか。	微酸性電解水生成機は削除とします。
61	要求水準書	34	第2	6	(3)	エ	(カ)	a	微酸性電解水生成機	使用目的および吐出箇所の想定はありますか？	要求水準書に関する質問書回答No. 60をご参照ください。
62	要求水準書	34	第2	6	(4)	ア	-	-	コンテナ	1台に4クラス分の食器・食缶を積載できるものとする。と記載ですが、4クラス以上積載することは事業者提案という理解でよいですか。また、食器コンテナと食缶コンテナと分けること(但し同時配送する)も事業者の提案という理解でよいですか。	要求水準書に関する質問書回答No. 15をご参照ください。
63	要求水準書	34	第2	6	(4)	ア	-	-	コンテナ	「1台に4クラス分の食器・食缶等を積載」とありますが、資料7の現コンテナのように「5クラス積載」とする提案もお認め頂けないでしょうか。	可とします。

新石川調理場整備運営事業 要求水準書に関する質問に対する回答

【要求水準書に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
64	要求水準書	34	第2	6	(4)	ア	-	-	コンテナ	コンテナ1台に4クラス分の食器・食缶等を積載できるものとする。とあるが、【資料7 コンテナ姿図】のような5クラス分の混載での配送を提案としても可能という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	要求水準書	34	第2	6	(4)	ア	-	-	コンテナ	「アレルギー対応食については、別途配送容器を用いて配送する」とありますが、この”別途”というのは、コンテナの中に積載せず、例えば配送車の助手席に乗せ配送する、というようなイメージでよろしいでしょうか。コンテナ内への積載が必須となると、コンテナ積載計画への影響が大きく、コンテナ台数増加の要因にも成りかねないため、具体的な配送方法は、衛生的かつ誤配送を防止できるような方法であれば、事業者の提案に委ねて頂けると助かります。	アレルギー対応食は、第6の2(1)ウ【アレルギー対応食用配食容器・配送容器想定】に示す配送容器に入れて、コンテナ内で配送します。 アレルギー対応食は一人1品とし、主菜・副菜・汁物の容器のうち1個を使用します。また、トレイは通常食と一緒にのカゴとし、配送容器内には入れないこととします。 配送容器は、コンテナ積載への影響を踏まえ、学年ごとではなく、各学校ごとに数名が入る配送容器（1人1品=1容器が複数個入るもの）に変更します。配送容器の必要数は、No12回答に示す資料を参考にご提案ください。配送容器は複数コンテナに分かれることも可とします。 なお、将来的には対象とする特定原材料の追加や、1品から2～3品への変更も想定していますが、それに伴う配送容器の増加費用は市負担とし、配送方法等については、市と事業者で協議を行います。 第6の2(1)ウ【アレルギー対応食用配食容器・配送容器想定】に示す配送容器は、以下のように修正します。なお※に示すように、調達の際は市と事業者で協議を行って決定します。 ・配食用袋：上記のうち3種類が入る大きさ⇒上記1種が入る大きさ ・配送容器：各学校別に、配食用袋に入ったアレルギー対応容器が数人分と連絡票が入るもの：必要数
66	要求水準書	34	第2	6	(4)	ウ	-	-	コンテナ	配膳室にて、一部クラス数に対応したコンテナ数を運び入れる際に、スペース的に学配給食を置く棚に干渉する恐れのある配膳室がありました。その場合、一部のコンテナを配膳室外廊下への設置や、コンテナ配送へ変更することで不要になる棚を一部撤去など対応していただくことは可能でしょうか。	協議を行い、必要な場合は市で行います。
67	要求水準書	34	第2	6	(5)	ア	(イ)	-	人（調理員）の動線	「給食エリア外から給食エリアに入る際は（略）前室を設けること」とあります。15ページの「諸室の構成表」では、玄関ホールも給食エリアということになり、外部から玄関ホール間に前室を設けることは不可能だと思います。	要求水準書に関する質問書回答No. 23をご参照ください。

新石川調理場整備運営事業 要求水準書に関する質問に対する回答

【要求水準書に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	第 1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
68	要求水準書	41	第5	1	(4)	キ	-	-	留意事項	「市が行う工事」は何を想定していただけますか。	事業用地周辺で行われる工事とは、前面道路拡幅工事、上水敷設工事、下水敷設工事などです。
69	要求水準書	42	第5	2	(1)	イ	(エ)	-	近隣調査・準備調査等	敷地内工作物（添付写真参照）は事業体の撤去処分になりますでしょうか。その場合所有者の特定・交渉作業も含まれますでしょうか。	当該工作物については、市において対応します。令和5年度内には撤去の予定です。
70	要求水準書	43	第5	2	(2)	イ	-	g	不発弾磁気探査調査報告書	不発弾磁気探査の規模はどの程度を想定しているか	事業用地全域及びインフラ引込み工事等で必要となる探査は事業者が実施します。ただし、道路拡幅に係る磁気探査は市の負担とします。また、現況を触らない部分など特段の理由がある場合に、対象外範囲とみなすか否かは市との協議によります。その他、鉛直・経層探査の範囲は施設等の計画によります。
71	要求水準書	46	第5	3	(2)	イ	-	-	建物登記等の関連手続	市が原始取得し、所有権保存登記を行うことは可能でしょうか。	本施設については登記する予定はないため、要求水準書の所有権移転及び登記に関する文言は削除します。
72	要求水準書	48	第6	2	(1)	イ	-	-	食器類、食器かご	使用する食器が一つに収納できる大きさとする。と記載ですが、ボール大・小・深皿の3点を1つの食器かごに収納するということですか。また、資料7 食器カゴについて (P3) に載っている食器カゴは3点食器が収納されているのでしょうか。合わせて食器カゴの大きさも参考までに教えて下さい。	資料7を参考に、ボール大・小・深皿の3点、箸・スプーン・フォークかごのいずれか1点、配膳器具1点の5点を1つの食器かごに収納できる大きさとしてください。なお、資料7に示す学校へ配送する食器カゴの大きさは400×375×185mmです。また、配送時は資料7のような横積み、回収時は汁残渣のため上向きで全て入るものとします。
73	要求水準書	48	第6	2	(1)	イ	-	-	食器類、食器かご	食器の組み合わせについて、最大と最小の組み合わせをご教示下さい。 （例：【最大】ボール大+ボール小+深皿、 【最小】ボール小+深皿）	毎日、ボール大+ボール小+深皿の3点を使用します。
74	要求水準書	48	第6	2	(1)	イ	-	-	食器類、食器かご	箸、スプーン、フォークについて同時使用がある場合は最大何点使用でしょうか。	同時使用はありません。
75	要求水準書	48	第6	2	(1)	イ	-	-	食器類、食器かご	「使用する食器が一つに収納できる大きさ」とありますが、献立に合わせて使用する食器の組み合わせに柔軟に対応できるように食器ごとにかごを作る等のご提案もお認め頂けないでしょうか。	食器ごとにかごを分けることは不可とします。

新石川調理場整備運営事業 要求水準書に関する質問に対する回答

【要求水準書に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
76	要求水準書	48	第6	2	(1)	イ	-	-	食器類、食器かご	スプーンかご、フォークかごとありますが適宜スプーン通し等のかご以外のご提案もお認め頂けないでしょうか。	「かご」で限定します。
77	要求水準書	49	第6	2	(1)	ウ	-	-	食缶等	保温食缶（大）、（小）、保温保冷バットの材質がアルマイトになっていますが、保温保冷性能がある食缶はステンレス製になります。保温保冷性能が高いステンレス製を提案してもよろしいですか。	第一調理場、与勝調理場と統一するためステンレス製は不可とし、表に記載のとおりとします。また、学校で使用しているクラス用ワゴンへの積載をふまえ、保温食缶（大）（小）は、丸形に限定します。
78	要求水準書	49	第6	2	(1)	ウ	(オ)	-	食缶等	食缶は内外「ステンレス製」とありますが、給食配食用食缶の一覧表では「アルマイト製」の表記がございます。ステンレス製の誤記でしょうか。	要求水準書に関する質問書回答No. 77をご参照ください。
79	要求水準書	49	第6	2	(1)	ウ	(オ)	-	食缶等	食缶の材質について、本文には「（オ）食缶は、内外ステンレス製」、【給食配食用食缶】の表には「アルマイト製」と、ステンレスとアルマイト両方の記載がありますが、事業者の提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問書回答No. 77をご参照ください。
80	要求水準書	49	第6	2	(1)	ウ	-	-	食缶等	「主菜容器、副菜容器、汁物容器」の3点の記載がありますが、P18に「1献立1品」とあるため、上記3点は同時に使用するわけではなく、メニューによって適した形状・仕様の容器を使用する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。No65もご参照ください。
81	要求水準書	49	第6	2	(1)	ウ	-	-	食缶等	「配食用袋」について「児童・生徒名が入れ替えできるもの」とありますが、例えば、個包装常温品を入れる食品保存袋（ポリエチレン製）のような袋を使用すれば、中に入れた容器に表示された児童・生徒名を袋の外からも確認できるため、必ずしも袋に記載しなくても対応可能と考えます。このように、誤配送を防止できるような運用方法に適していれば、細かな仕様等は事業者の提案に委ねて頂けないでしょうか。	可とします。なお、袋は耐久性があり、なるべく繰り返し使用できるものとしてください。なお、その調達費用は事業者負担となります。
82	要求水準書	49	第6	2	(1)	ウ	-	-	食缶等	「配送容器」について、容量・サイズ欄には「学校別」、構造等欄には「学級数分」、そして数量欄には「66個（おそらく、コンテナ数と同等とお見受けします）」と、様々な記載がありますが、P80、5行目の「d アレルギーマッチ対応食は、各配送校の配膳室で学校職員に引渡」しやすくするためには、学校ごとに1つにまとまっていた方が運用しやすいため、「学校別」を基本に考えてよろしいでしょうか。（実際には、各学校におけるアレルギー対応食提供の児童生徒の人数により、1つの配送容器に収まらない場合もあると思いますが、その場合は柔軟に対応いたします。）	要求水準書に関する質問書回答No. 65をご参照ください。

新石川調理場整備運営事業 要求水準書に関する質問に対する回答

【要求水準書に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
83	要求水準書	50	第6	2	(1)	ウ	-	-	食缶等	学級数分と記載ありますが何人分を収納する想定ですか。	要求水準書に関する質問書回答No. 65をご参照ください。
84	要求水準書	50	第6	2	(1)	ウ	-	-	食缶等	配送容器にトレイも収納する場合、かなり大きな容器になります。トレイは通常食用と異なる色で識別できるため、通常のトレイカゴに収納して学校で取り分ける方法でもよいですか。	可とします。なお、要求水準書に関する質問書回答No. 83もご参照ください。
85	要求水準書	52	第6	2	(2)	ウ	-	-	供用備品	「ウ 供用備品」は「共用備品」の誤りではないでしょうか。	ご指摘の通り、「共用備品」に修正します。
86	要求水準書	53	第6	3	-	-	-	-	配送車両調達業務	川崎小学校の配膳室の搬入スペース幅が車両規格に合致しないほど極端に狭くなっています。円滑且つ安全な搬入・配膳を行う為、搬入口に設置してある棚の配置を変えようといった対応は可能でしょうか。また、川崎小学校につきまして、現状のような方法で配送・回収を行っているかご教示いただけますでしょうか。	棚については撤去します。 また、棚方式（手作業）で配送・回収を行っています。
87	要求水準書	53	第6	3	-	ア	-	-	配送車両調達業務	「配送校の配膳室及び構内通路等を考慮した配送車両の規格とすること」とありますが、最も適切な車両提案を検討させていただき、現在使用している車両の規格・仕様について情報開示いただくことは可能でしょうか。	現在の配送車両の規格・仕様を別途資料を公表します。
88	要求水準書	53	第6	3	-	ア	-	-	配送車両調達業務	「校内通路幅」の制約について具体的にお示しください。	制約はないことから、「一部学校では～制約がある」を削除します。
89	要求水準書	53	第6	3	-	ア	-	-	配送車両調達業務	「一部学校では～制約がある」とありますが、具体的にどの学校でどのような制約があるのかを御教示頂け無いですでしょうか。	要求水準書に関する質問書回答No. 88をご参照ください。
90	要求水準書	53	第6	3	-	カ	-	-	配送車両調達業務	「絵柄は2年ごとに更新することとし、詳細な仕様は、市と協議して決定するものとする。」とありますが、当該更新に係る費用は、本事業の対象外との認識で相違ございませんでしょうか。	事業者の負担となります。 なお、絵柄は配送車の左右側面、大きさ横1,040cm×縦1,170cm程度の片面2カ所、左右計4カ所とし、カーラッピングでの作成を想定します。【資料10 配送車の絵柄イメージ】をご参照ください。
91	要求水準書	57	第8	1	(8)	-	-	-	事業期間終了時の要求水準	「少なくとも事業終了後2年以内は、建築物、建築設備、調理設備等の修繕・更新が必要とされない状態で市に本施設を引渡すこと。」とありますが、次期運営者の使用方法によって、修繕・更新は影響されるとの認識を持っております。次期運営者とのリスク負担はどのようにお考えでしょうか。	第8の9(2)市による確認事項において状態を確認し、必要と考えられる部分は是正を指摘することで、次期運営者の使用による不具合等は原則として現事業者に請求することはないと想定します。

新石川調理場整備運営事業 要求水準書に関する質問に対する回答

【要求水準書に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
92	要求水準書	57	第8	1	(9)	-	-	-	実施体制	「維持管理責任者を配置」とあります。72ページにある「維持管理業務責任者」と同一の者を指すとみて良いですか。また、事業契約書案第48条にも「維持管理責任者」の表記があります。	ご理解の通りです。p.72の第9の1(8)アに示す「維持管理業務責任者」は「維持管理責任者」に修正します。
93	要求水準書	66	第8	7	(2)	オ	-	c	給水パイプ	cの(b)に「錆の発生によるスケールの付着により」とあります。錆は酸素や硫黄が鉄と結びついて発生し、スケールは水に含まれるケイ酸カルシウム、ケイ酸マグネシウム、炭酸カルシウムなどの付着です。錆の発生によってスケールが起りやすくなることはあるのかもしれませんが、文章として適切でしょうか。	「錆の発生による」を削除します。
94	要求水準書	67	第8	7	(3)	エ	-	-	防虫防鼠業務	「殺鼠材」は「殺鼠剤」ではないでしょうか。	ご指摘の通り、「殺鼠剤」に修正します。
95	要求水準書	67	第8	8	(2)	ア	(キ)	-	警備業務	「冷凍庫等の設備異常」とありますが、具体的にどの冷凍庫でしょうか。業務中の異常については随時温度確認や記録、エラー表示の確認を行うことから、システムではなく人による確認もお認め頂けないでしょうか。	原材料を保管する冷蔵庫・冷凍庫については、常時適切な温度管理が必要となります。夜間等の不在時にも不具合に速やかに対応できるよう提案してください。
96	要求水準書	72	第9	1	(8)	-	-	-	運営会議等	「総括責任者」の定義をお願いします。	総括責任者は、p.73の【各責任者の配置基準】に示す総括責任者です。 なお、アの事業者の出席者は、「総括責任者、調理責任者及び維持管理責任者」に修正します。
97	要求水準書	72	第9	1	(8)	-	-	-	運営会議等	P.73【各責任者の配置基準】記載の「総括責任者」および、P.72記載の「運営総括責任者」は同一の役割を指していますでしょうか。 また、P73総括責任者は運営事業者からの出向でも問題ありませんでしょうか。	前段については、ご理解の通りです。要求水準書に関する質問書回答No.96をご参照ください。 後段については、偽装請負防止の観点から、SPCへの転籍出向であれば可とします。
98	要求水準書	72	第9	1	(8)	ア	-	-	運営業務総括責任者	「事業者の出席者は総括責任者、運営業務総括責任者」とあります。運営業務総括責任者は、73～74ページの「各責任者の配置基準」で、どの責任者を指しますか。	要求水準書に関する質問書回答No.96をご参照ください。
99	要求水準書	72	第9	1	(8)	イ	-	-	調理業務打合せ	「その他市の求めに応じて運営担当者が出席」とあります。「運営担当者」とは73ページの各責任者を指すとの解釈で良いでしょうか。	ご理解の通りです。

新石川調理場整備運営事業 要求水準書に関する質問に対する回答

【要求水準書に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	第 1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
100	要求水準書	72	第9	1	(11)	ア	(エ)	-	業務責任者	「少なくとも常時一人のSPC従業員が本施設に常駐」、「総括責任者はSPCの従業員とする」とあります。SPCの従業員ということは、SPCから賃金を支払うことになり、社会保険関係（厚生年金、健康保険、労災保険、雇用保険等）の手続きが煩雑となり、SPCのコストや給与（源泉等）が大幅に増加してしまいます。おそらく偽装請負を避けるための記述かとは思いますが、業務を受託している運営企業に在籍したまま出向という形態で良いでしょうか。	要求水準書に関する質問書回答No. 97をご参照ください。
101	要求水準書	74	第9	1	(11)	-	(ウ)	-	業務従事者	「調理機器の知識を有し、軽微な修理や管理等を行う者を配置し、調理作業が滞ることがない体制を構築すること。」とございますし、他市の事例でもございますので、運営企業で調理機器維持管理業務を受託して、定期点検や修繕等を調理機器メーカーに再委託するスキームでのご提案もお認めいただけませんか？	調理機器の不具合により遅配を起ささないようにするため、その場で軽微な保守等ができる体制を想定しています。これを踏まえ、調理機器メーカーに委託し対応可能であれば可とします。
102	要求水準書	74	第9	1	(11)	イ	(ウ)	-	業務従事者	「調理機器の知識を有し、軽微な修理や管理等を行う者を配置し・・・」とありますが、この従事者は常勤扱いでしょうか。	調理従事者の中にそのような知識のある者を想定しています。なお、要求水準書に関する質問書回答No. 101もご参照ください。
103	要求水準書	77	第9	2	(1)	-	-	-	検収補助業務の留意点	食材等の納品時間について、生野菜、冷凍品、冷蔵品、常温品は肉魚液卵も含まれていると理解してよろしいでしょうか。前日納品はございますか？	ご理解の通りです。調味料類以外の前日納品はありません。前日納品については、調味料類、ハンバーグ・コロッケ等の加工冷凍食材、パイン・ミカン・黄桃・ブイヨン等の冷蔵食材、しいたけ・木くらげ・鰹節等の乾物食材があります。
104	要求水準書	77	第9	2	(1)	イ	-	-	検収補助業務の留意点	食材の納品について、調味料類以外は当日納品となっておりますが、前日等事前納品予定の食材はないとの理解でよろしいでしょうか。野菜類や肉魚類等の冷機器算出の参考としたためご教示ねがいます。	ご理解の通りです。なお、要求水準書に関する質問書回答No. 103もご参照ください。
105	要求水準書	78	第9	3	(2)	ウ	(イ)	-	多様な献立への取り組み	「可能な限り手作り給食を実施する」とありますが、7,500食 1献立構成での手作り調理は2時間喫食の観点から困難です。手作り給食実施の際には一部2献立構成として頂く（食数を限定する等）ご配慮をお願い致します。	原案の通りとします。なお、要求水準書に関する質問書回答No. 112で公表する作業動線を参考にしてください。

新石川調理場整備運営事業 要求水準書に関する質問に対する回答

【要求水準書に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
106	要求水準書	78	第9	3	(2)	ウ	(イ)	-	多様な献立への 取り組み	(イ) 蒸しまん、グラタン等は手作りのたねをカップに入れて加熱調理し、焼物や揚物は、生鮮食材に下味や衣をつけて加熱調理する等、可能な限り手作り給食を実施する。」とありますが、これら作業を行うためには、かなり広い作業スペースが必要となりますが、食材量や調理工程などの詳細がお示し頂いておりません。そのため、提案における施設計画は、現在公表されている【資料6】をベースに行い、落札後、その範囲で対応可能な調理工程を市と事業者の協議によって検討する、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	要求水準書	79	第9	3	(2)	カ	-	-	調理設備等の運 転・監視	運營業務で一般的に「調理設備等の運転・監視」を行いますので、運営企業で調理機器維持管理業務を受託して、定期点検や修繕等を調理機器メーカーに再委託するスキームでのご提案もお認めいただけませんか？	要求水準書に関する質問書回答No. 101をご参照ください。
108	要求水準書	79	第9	3	(2)	キ	(ア)	c	調理	「通常食の献立を基本とした除去食」とありますが、オムレツなど卵を除去してしまうと献立として成り立たないようなメニューの場合は、どのような対応をお考えでしょうか。	ご指摘のような献立として成り立たないようなメニュー、除去ができないメニューは想定していません。 なお、将来的には代替食も考えていきたいと思えます。
109	要求水準書	80	第9	3	(3)	ア	(イ)	-	検食準備	「運營業務総括責任者」というのは、73ページの配置基準でどの責任者を指しますか。	誤記です。「調理責任者」に修正します。
110	要求水準書	80	第9	3	(4)	ア	(オ)	-	調理済み食品の 取扱い	「個別容器のデザートは、コンテナ搬出時まで適正な温度維持に努めること」とありますが、要求水準書P16 荷受室、検取室の項目 (d) にて「冷蔵管理は不要」とあります。要冷蔵品については冷蔵保管設備が必要と考えれば宜しいでしょうか。	要求水準書に関する質問書回答No. 24をご参照ください。
111	要求水準書	82	第9	5	(3)	カ	-	-	その他	「運營業務総括責任者」というのは、73ページの配置基準でどの責任者を指しますか。	誤記です。「調理責任者等」に修正します。
112	要求水準書	83	第9	6	(2)	イ	-	-	廃棄物等処理業 務	「配送校から回収した残渣」とは調理場で調理した食品のみを指すという認識でよろしいでしょうか。	調理した食品の他、学校へ直送した牛乳の飲み残しも含まれます。
113	要求水準書	-	-	-	-	-	-	-	添付書類	「※資料3は入札公告後」とあるのは「募集要項」後の意味でしょうか。既に資料3が出ているので回答は不要です。	ご理解のとおりです。

新石川調理場整備運営事業 要求水準書に関する質問に対する回答

【要求水準書に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
114	要求水準書 (添付書類)	-	-	-	-	-	-	-	資料4 配送校の児童・ 生徒数・学級数	特別支援学級についての記載がありませんが、合計に含まれているものとして宜しいでしょうか。または、各学校に支援学級用に+1クラス分の食缶等をご用意すれば宜しいでしょうか。(食缶の個数や配送コンテナの台数に影響する為、条件を御提示頂けないでしょうか)	合計に含みますので、別途用意する必要はありません。
115	要求水準書 (添付書類)	-	-	-	-	-	-	-	資料5 想定する献立表	8/30「キムタクごはん」9/5「中華おこわ」9/12「ツナコーンピラフ」9/26「深川めし」など具があるような炊き込みご飯は全て、本施設での調理との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。本施設で生米より調理します。
116	要求水準書 (添付書類)	-	-	-	-	-	-	-	資料5 想定する献立表	「フルーツ白玉」の「カラフル白玉」は加熱処理が必要でしょうか。加熱する場合、回転釜で茹でた後の冷却について、下記の2つの方法を考えましたが、どちらも懸念点がござります。「①水にとる場合：冷却温度管理に懸念」「②真空冷却機の場合：食材同士がくっついてしまう懸念」市で、工程の想定がありましたら教えてください。	加熱処理が必要です。 市による工程については、加熱後、流水による冷却、果物シロップに浸して食材同士のくっつきを防止しています。
117	要求水準書 (添付書類)	-	-	-	-	-	-	-	資料5 想定する献立表	「すいとん」のすいとんは手作りでしょうか？手作りの場合、具材と煮込む前に、下茹でを行いますか？	冷凍食材になります。
118	要求水準書 (添付書類)	2	-	-	-	-	-	-	資料5 想定する献立表	8/30 キムタクごはんのように、成分が記載されているものについてはセンターでの調理と理解して宜しいでしょうか(9/5 中華おこわも同様)	要求水準書に関する質問書回答No. 115をご参照ください。
119	要求水準書 (添付書類)	9	-	-	-	-	-	-	資料5 想定する献立表	10月24日の献立に『ゆでたまご』とありますが、場内で茹でることを想定しておられますでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	要求水準書 (添付書類)	-	-	-	-	-	-	-	資料6 (参考) 調理指 示に関わる資料	11月10日の「鶏肉の照り焼き」、11月16日の「魚のゆかり焼き」の「下味済」とは、食材加工業者の方で、下味をつけた状態でセンターへ納入されるということによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新石川調理場整備運営事業 要求水準書に関する質問に対する回答

【要求水準書に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	第 1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
121	要求水準書 (添付書類)	-	-	-	-	-	-	-	資料6 (参考) 調理指示 に関わる資料	調理指示資料にて、6つの献立をご提示いただいておりますが、各料理の盛付重量等ございましたら、ご教示ねがいます。回転釜の台数算出に当たり、だし汁などの加水量を確認したいため、どうぞよろしくお願い致します。	(10/13) 野菜のトマト煮150g～180g 彩りナッツサラダ45g (11/10) 和風スパゲティ170g 鶏肉の照り焼き ナッツビーンズサラダ45g (11/14) 春雨スープ150g～180g 肉団子と野菜の甘酢煮100g (11/15) ぬちまーす五目うどん180g かぼちゃサツマイモのサラダ45g (11/16) 五目鶏めし150g 野菜みそ汁150g～180g (11/17) カレーポトフ150g～180g 手作りビーンズココアサラダ35g
122	要求水準書 (添付書類)	-	-	-	-	-	-	-	資料6 (参考) 調理指示 に関わる資料	ご提案にあたり、詳しい工程や作業内容を把握したいため「調理動線図」についても提示頂け無いですでしょうか。	ご質問の意図を踏まえ、資料6に追加として別途作業動線図を公表します。
123	要求水準書 (添付書類)	-	-	-	-	-	-	-	資料6 (参考) 調理指示 に関わる資料	ご提案にあたり、詳しい工程や作業内容を把握したいため「調理手順書」についても提示頂け無いですでしょうか。(各献立の調理手順を御教示下さい)	調理手順書はありません。資料6及びNo122で別途公表する作業動線図にて確認ください。
124	要求水準書 (添付書類)	-	-	-	-	-	-	-	資料6 (参考) 調理指示 に関わる資料	11月10日「鶏肉の照り焼き」、11月14日「スクールミートボール」、11月16日「魚のゆかり焼き」、11月17日「プレーンオムレツ」は冷凍のパック又は袋での入荷でしょうか。	・「鶏肉の照り焼き」：加工業者により下味、冷蔵の状態で入荷 ・「スクールミートボール」：冷凍で袋詰（1kg）で入荷 ・「プレーンオムレツ」：冷凍で真空パック（10ヶ入z）で納品
125	要求水準書 (添付書類)	-	-	-	-	-	-	-	資料6 (参考) 調理指示 に関わる資料	11月14日の「みかん」は1人分を1/2にカットして配缶されているということでしょうか。	1人、1個付になります。
126	要求水準書 (添付書類)	-	-	-	-	-	-	-	資料7 コンテナ姿図	資料7にコンテナ姿図があります。与勝調理場のコンテナのようですが、このコンテナと本件事業の関係は何でしょうか。	参考資料となります。
127	要求水準書 (添付書類)	-	-	-	-	-	-	-	資料8 配送校の給食タイムスケジュール	効率的な配送計画のため、配送車が学校で給食終了の回収時間まで待機するご提案もお認め頂けないでしょうか。	学校内での待機はできません。

新石川調理場整備運営事業 様式集に関する質問に対する回答

【様式集に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	-	1	(1)	ア	(7)	-	項目名	質問の内容	回答
1	様式集	3	-	2	(4)	エ	-	-	(4) 参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類 2-10 参加資格審査申請書	実績は過去の実績を記載してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	様式集	3	-	-	(6)	ア	-	-	提出書類及び部数	①業務提案書の10-1～10-2もその上にある様式6～9と同じA4縦長ファイルに綴じるのでよいでしょうか。	ご理解のとおりです。A4縦長ファイルに綴じ込んでください。
3	様式集	4	-	-	(6)	エ	(7)	-	提案内容に関する提出書類	インデックスをつける「業務提案書ごと」というのは、様式6、7、8、9、10の前にそれぞれつけるのでしょうか。あるいは6-1、6-2と様式番号が変わるたびにインデックスが要りませんか。	様式様式6、7、8、9、10の前にそれぞれ付けてください。
4	様式集	4	-	-	(6)	オ	(7)	-	提案内容に関する提出書類の電子データ	①業務提案書はPDF形式かExcel形式とあります。Wordで作成したものはPDF化して出すという意味でしょうか。	Word形式の様式はPDF化してください。ExcelのものはそのままExcel形式で提出してください。
5	様式集	4	-	-	(6)	カ	-	-	留意事項	構成員と協力企業は匿名で置き換えますが、融資金融機関は実名で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	様式集	4	-	2	(6)	カ	-	-	留意事項	「正本・副本とも構成員及び協力企業の名称が類推できるような記載を行わない」とあります。構成員でも協力企業でもない（下請けなどの）企業名に構成員や協力企業との関連を類推できる要素がなければ実名でよいでしょうか。また、様式10-1には関心表明書を添付とありますが、関心表明書を出した企業の企業名は実名、匿名（墨消し）など、どのように判断すればよいでしょうか。	構成員・協力企業が類推出来ない場合は下請け企業名を示すことは可能とします。関心表明書書上も構成員、協力企業名がわからないようにしてください。（黒塗りなど）
7	様式集	11 14 26	-	-	-	-	-	-	(様式2-2) グループ構成表 (様式2-3) 委任状（代表企業） (様式2-11) 参加資格審査申請書（その他業務に当たる者）	参加表明の締め切りが6月16日です。弊社は6月1日に新社長が就任するのですが、様式2-2、2-3に記載する代表者は、（株主総会で否決されない前提で）新社長名にします。ただ、様式2-11（その他業務に当たる者）の会社概要、商業登記簿謄本などは新社長名のもので間に合いません。とりあえず現社長（5月までの旧社長名）で提出し、登記簿謄本ができ次第（6月20日ごろの見込み）、追加で送付するということがよろしいでしょうか。会社概要はさらに遅れる見込みです。	問題ありません。
8	様式集	5	-	-	-	-	-	-	(様式6-5) (5) 調理設備計画	「調理設備計画」がA4×1枚となっていますが、「優先交渉権決定基準」の「評価のポイント」は多岐に渡り、記載内容がかなりのボリュームになると思いますので、枚数を2枚に増やしていただけないでしょうか。	ご要望を踏まえ、2枚以内とします。また、様式11-1図面集のk調理設備計画も併せて評価しますので、重複がないよう効率的にご提案ください。
9	様式集	6	-	3	-	-	-	-	(様式11-1) 図面集 f. 動線計画図及び洗浄度区分図	f.に「洗浄度区分」とありますが、「清浄度」でしょうか。	ご理解のとおりです。

新石川調理場整備運営事業 様式集に関する質問に対する回答

【様式集に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	-	1	(1)	ア	(7)	-	項目名	質問の内容	回答
10	様式集1	6	-	3	-	-	-	-	提案内容に関する提出書類の記載内容	様式11-1図面集、i. 構造計画図と記載がありますが、記載要領が示されているページ(P.69)には構造計画図の記載がありません。どちらが正でしょうか。	構造計画図は提案不要とします。
11	様式集	11	-	-	-	-	-	-	(様式2-2) グループ構成表	「1.設計業務」「2.建設業務」などと番号が振られています。建設業務にあたるものが、例えば3社ある場合の番号は、2, 2, 2でしょうか、2, 3, 4でしょうか。ただし様式2-2は質問提出時点で既に各社の捺印のための回付を始めており、全社を通し番号としています。	役割が分かればいずれの方法でも構いません。
12	様式集	16	-	-	-	-	-	-	(様式2-5) 参加資格審査申請書(設計業務に当たる者) 【添付書類】⑤	納税証明書: 個人事業主の場合は、市町村税、県税、国税(様式その3の2)に変えて添付でよいか。	応募者の参加資格要件(共通)のAPFI法第9条の各号に該当しない者とする要件より法人格を有する必要があります。したがって、個人事業主は参加資格がありません。
13	様式集	16	-	-	-	-	-	-	(様式2-5) 参加資格審査申請書(設計業務に当たる者) 【添付書類】⑥	商業登記簿謄本: 個人事業主の場合は代表者の身分証明書に変えて添付でよいか。	様式集に関する質問書回答No.12をご参照ください。
14	様式集	20	-	-	-	-	-	-	(様式2-7) 参加資格審査申請書(工事監理業務に当たる者) 【添付書類】⑤	納税証明書: 個人事業主の場合は、市町村税、県税、国税(様式その3の2)に変えて添付でよいか。	様式集に関する質問書回答No.12をご参照ください。
15	様式集	20	-	-	-	-	-	-	(様式2-7) 参加資格審査申請書(工事監理業務に当たる者) 【添付書類】⑥	商業登記簿謄本: 個人事業主の場合は代表者の身分証明書に変えて添付でよいか。	様式集に関する質問書回答No.12をご参照ください。
16	様式集	24	-	-	-	-	-	-	(様式2-10) 参加資格審査申請書(運営業務に当たる者)	1行目に「【代表企業名】グループ」となっています。他業務の申請書(様式2-5~11)とは異なる書き方ですが、運営業務の場合、何か書くことに違いがあるのでしょうか。	「グループ」を削除します。
17	様式集	32	-	-	-	-	-	-	(様式5-2) 提案価格内訳書	Ⅲ. 提案価格に係る消費税を記載するにあたり、消費税計算は以下のいずれによればよろしいでしょうか。 ①当該Ⅲに記載のあるサービス対価の区分ごとに10%を乗じた金額(円未満を一括して切捨て) ②請求区分(サービス対価Aについては各年度ごとに請求、サービス対価Dについては各四半期ごとに請求)ごとに10%を乗じて円未満を切捨て算定した金額の積み上げ	Ⅲに記載するサービス対価の区分ごとに10%を乗じた額となります。
18	様式集	32	-	-	-	-	-	-	(様式5-2) 提案価格内訳書	【サービス対価Aに係る消費税(起債分)※3】となっておりますが、脚注はⅡ. 提案価格(税抜) (①+②)の【サービス対価A・起債分】に対するものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新石川調理場整備運営事業 様式集に関する質問に対する回答

【様式集に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	-	1	(1)	ア	(7)	-	項目名	質問の内容	回答
19	様式集	-	-	-	-	-	-	-	(様式6-8①) 初期投資費内訳書	配送車調達費について、リース調達する場合は、本様式ではなく、様式8-10、様式9-3②、様式11-5に記載するとの理解で宜しいでしょうか。配送車をリース調達する際の費用記載方法につきまして、ご指定がございましたらご指示賜りますようお願い致します。	ご理解のとおりです。
20	様式集	-	-	-	-	-	-	-	(様式6-8①) 初期投資費内訳書	当該初期投資には、開業準備に係る費用の記入はしないという理解でよろしいでしょうか。あくまで施設整備に係る費用のみを集計する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	様式集2	6-8	-	-	-	-	-	-	(様式6-8②) サービス対価A内訳書	F16セルおよびF20セルに「支払い上限額」記載がございますが、上から16行目および20行目には、何を記載すればよろしいでしょうか。 15行目および19行目の金額(募集要項上の「参考値」)について、民間側での試算も必要な場合は、別途質問させて頂いた各交付金の対象経費についてお示しください。	交付金については、提案時は上限額をそのまま記載ください。記載金額は交付金を踏まえて計算してください。
22	様式集	-	-	-	-	-	-	-	(様式6-8②) サービス対価A内訳書	②の②～⑧は費目欄が「サービス対価A」となっていますが、A2ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	様式集	-	-	-	-	-	-	-	(様式6-8②) サービス対価A内訳書	サービス対価A2は、「⑧サービス対価A 合計」から「①サービス対価A1 (前払金)」を差し引いた金額という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	様式集	-	-	-	-	-	-	-	(様式6-8②) サービス対価A内訳書	【④サービス対価A (起債分)】の備考において【(②交付金の対象額-交付額)×90%+(③交付金の対象額-交付額)×100%+(イ)-②③交付対象額)×75%】とございます。 「②の交付金の対象額」は、学校施設環境改善交付金の「交付対象額(税込1,170,000,000円)」を指し、「交付額」は出来高に応じて計算されたA2の額(A1を控除する前かつ、税込にしたもの)を指すという理解でよろしいでしょうか。	5月23日に公表した募集要項及び様式集2 更新版に記載のとおりです。
25	様式集	-	-	-	-	-	-	-	(様式6-8②) サービス対価A内訳書	④サービス対価A (起債分)の備考において【(②交付金の対象額-交付額)×90%+(③交付金の対象額-交付額)×100%+(イ)-②③交付対象額)×75%】とございます。 (イ)については、起債分の算定にあたり、一度税込にして考えるという理解でよろしいでしょうか。(そのうえで、サービス対価Aの算定においては、税抜計算する)	5月23日に公表した募集要項及び様式集2 更新版に記載のとおりです。

新石川調理場整備運営事業 様式集に関する質問に対する回答

【様式集に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	-	1	(1)	ア	(7)	-	項目名	質問の内容	回答
26	様式集	-	-	-	-	-	-	-	(様式6-8②) サービス対価A内訳書	サービス対価A2については、各年度の出来高金額を②サービス対価A（学校施設環境改善交付金）・③サービス対価A（沖縄振興特別市町村推進交付金分）及び④サービス対価A（起債分）により支払うという理解しております。 ②③④は各年度上限額が算定されるため、出来高金額が上限を超えている場合には一律算定した上限値で問題ないのですが、仮に令和6年及び7年の出来高金額が③④の金額を下回った場合、サービス対価A2はどのように割合で金額を明記すればよろしいでしょうか。	提案金額において、交付金は様式記載の金額で算定し、実際の出来高が下回る部分については、起債含むサービス対価A及びサービス対価Bでの調整として考えます。
27	様式集	-	-	-	-	-	-	-	(様式6-8②) サービス対価A内訳書	【⑤サービス対価A 合計】の記載についてご教示ください。 【②サービス対価A（学校施設環境改善交付金）・③サービス対価A（沖縄振興特別市町村推進交付金分）、④サービス対価A（起債分）】においては、サービス対価A2の出来高金額を記載する理解しております。また①は、当該②③④を合計した数値の10分の4の金額を上限に記載するとございます。 一方で⑤は、①+②+③+④となっているため、その場合⑤の合計額は、出来高金額+前払となり、募集要項29頁にある記載（A2は対象金額から前払済みのA1を控除する旨）と整合しない結果となります。②③の「記入欄」及び④の起債分に記載すべき内容（満額を記載するのか、A1を調整した後の金額を記載するのか）をご教示ください。	5月23日に公表した募集要項及び様式集2 更新版に記載のとおりです。
28	様式集	-	-	-	-	-	-	-	(様式6-8②) サービス対価A内訳書	④サービス対価A（起債分）の算定において 「③の交付金の対象額」は、沖縄振興特別市町村推進交付金分の「交付対象額（税込348,870,000円）」を指し、「交付額」は出来高に応じて計算されたA2の額（A1を控除する前かつ、税込にしたもの）を指すという理解でよろしいでしょうか。その場合、各年度の交付対象額は、各年度の支払上限額の比率で按分すればよろしいでしょうか。	5月23日に公表した募集要項及び様式集2 更新版に記載のとおりです。
29	様式集	-	-	-	-	-	-	-	(様式6-8②) サービス対価A内訳書	④サービス対価A（起債分）の算定において 様式5-2提案価格内訳書の※3脚注には10万未満を切捨てありますが、④サービス対価A（起債分）についても、各年度同様に処理すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	様式集	-	-	-	-	-	-	-	(様式7-4) 維持管理業務費内訳書	維持管理業務費内訳書に4.保険料とあります。維持管理運営期間で付保する保険を様式8-10の運営業務費内訳書の5.保険料の欄にまとめて記載（様式7-4には記載しない）でも良いですか。	可とします。
31	様式集2	7-5	-	-	-	-	-	-	(様式7-5) 修繕・更新計画書	事業開始年度に使用開始した配送車であっても15年の期間中に、車両の更新が発生します。更新した車両の調達費用は、修繕・更新計画に記載という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新石川調理場整備運営事業 様式集に関する質問に対する回答

【様式集に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	-	1	(1)	ア	(7)	-	項目名	質問の内容	回答
32	様式集	-	-	-	-	-	-	-	(様式7-5) 修繕・更新計画書	修繕と更新を分けて記載する必要はないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	様式集	60	-	-	-	-	-	-	(様式9-2) (2)資金調達計画、長期収支計画	「融資確約書はその写しを提案書の最後に添付」の「最後」というのは、A4判の業務提案書の最後（つまり様式10-2の次）という意味でしょうか。あるいは、当該様式である様式9-2の次でしょうか。	様式10-2の後に添付してください。
34	様式集	60	-	-	-	-	-	-	(様式9-2) (2)資金調達計画、長期収支計画	①事業費の調達に関する考え方の記載例で「資金調達企業名」とあります。この企業が構成員か協力企業であれば、匿名で記載すべきでしょうか。	様式集に関する質問書回答No. 5及びNo. 6をご参照ください。
35	様式集	61	-	-	-	-	-	-	(様式9-2) (2)資金調達計画、長期収支計画	②外部借入金の記載例として「金融機関名」とあります。金融機関名は実名で良いでしょうか。	様式集に関する質問書回答No. 5及びNo. 6をご参照ください。
36	様式集	67	-	-	-	-	-	-	(様式10-1) (1)地域への貢献	「関心表明書を受領している場合は写しを添付」とあります。添付する場所は当該様式10-1のあとでしょうか、「最後」でしょうか。	様式10-1の後に添付してください。
37	様式集	67	-	-	-	-	-	-	(様式10-1) (1)地域への貢献	記載例で「発注の件数」という表記があります。「設計、建設」を例にとれば、「設計」で1件、「建設」で1件、「工事監理」で1件の計3件と数えるのか、あるいは、建設工事を細分化し、造成工事、建築工事、外構工事、電気設備工事、換気空調設備工事、給排水衛生設備工事などのように書いて（件数を増やして）も良いのでしょうか。また、C=B/Aが成り立つためには、Aのところには設計建設の全部の件数を書いて、そのうちの件数割合ということになります。「件数割合」というのはかなり主観が入ると思いますが、どう数えたら良いでしょうか。発注金額の割合だけのほうが分かりやすいのではないのでしょうか。	可能な限り細分化し記載してください。また、業務毎の記載となるよう様式集を修正します。
38	様式集	70	-	-	-	-	-	-	(様式11-1) 図面集 e.各階平面図	「各諸室の床面積を明記」とありますが、様式11-3 建物概要表へ各諸室の面積を記載することから平面図の見やすさを考慮し、省略するご提案もお認め頂けないでしょうか。	ご提案を踏まえ、床面積の記載は不要とします。
39	様式集	70	-	-	-	-	-	-	(様式11-1) 図面集	「e各階平面図」と「f動線計画図と清浄度区分図」で「(e) 汚染・非汚染の区域」と「(f) 諸室の清浄度区分」、「(e) 職員及び食材・食品の動線、見学者の動線」と「(f) 調理員・事務員・見学者の動線、食材の動線」と記載内容が重複しているようです。様式のタイトルからすると、動線図や清浄度区分の記載は「f動線計画図と清浄度区分図」に記載すればよいと思いますので、「e各階平面図」は、平面計画がわかりやすいな記載を優先してよろしいでしょうか。	ご提案を踏まえ、「e各階平面図」の3ボツ目の記載は削除します。

新石川調理場整備運営事業 様式集に関する質問に対する回答

【様式集に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	-	1	(1)	ア	(7)	-	項目名	質問の内容	回答
40	様式集	70	-	-	-	-	-	-	(様式11-1) 図面集 e. 各階平面図 f. 動線計画図及び洗浄度区分図	「e. 各階平面図」と「f. 動線計画図及び洗浄度区分図」において「汚染・非汚染の区域」「職員及び食材・食品の動線」「見学者の動線」の項目が重複しています。図面の見やすさを考え、「e. 各階平面図」は諸室名や面積のみの表記として、その他を「f. 動線計画図及び洗浄度区分図」へ記載のご提案もお認め頂けないでしょうか。	様式集に関する質問書回答No. 39をご参照ください。
41	様式集	70	-	-	-	-	-	-	(様式11-1) 図面集 f. 動線計画図及び洗浄度区分図	僭越ながら「洗浄度」は「清浄度」の誤記でしょうか。	様式集に関する質問書回答No. 9をご参照ください。
42	様式集	70	-	-	-	-	-	-	(様式11-1) 図面集 f. 動線計画図及び洗浄度区分図	f. に2か所「洗浄度区分」とありますが、「清浄度」でしょうか。	様式集に関する質問書回答No. 9をご参照ください。
43	様式集	70	-	-	-	-	-	-	(様式11-1) 図面集 k. 調理設備配置図	k. 調理設備配置図は様式11-4の調理設備リストのNo. と照合するための品番を記載するという認識です。縮尺の限定条件をなくして可能な限り大きく記載した方が見やすいと思われるかもしれませんがいかがでしょうか。	応募者によって図面の縮尺が異なると、釜や調理設備の間隔がわかりにくくなり、公平公正な評価ができないことが想定されます。よって原案の通り、1/200、1/300のいずれかを採用ください。
44	様式集	70	-	-	-	-	-	-	(様式11-1) 図面集	図面集「k. 調理設備配置図」について、縮尺の指定がありますが、個々の機器に番号をつけ込み入れた図面となるため、見やすさを優先し、縮尺は任意としていただけないでしょうか。	様式集に関する質問書回答No. 43をご参照ください。
45	様式集	71	-	-	-	-	-	-	(様式11-2) 工程表	左から四つ目の月は「10 10 10」となっていますが、他の月同様「10 20 30」でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	様式集	71	-	-	-	-	-	-	(様式11-2) 工程表	工程表はWordで提供されていますが、これをExcelで作成しても良いでしょうか。	問題ありません。
47	様式集	-	-	-	-	-	-	-	(様式11-4) 調理設備リスト	「写真等」とありますが、主要機器の外観写真を記載と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	様式集	-	-	-	-	-	-	-	(様式11-4) 調理設備リスト	「メーカー・型式・規格等」とありますが、ここでの表現は「構成員及び協力企業の名称が類推できるような記載を行わないこと」に該当しないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	様式集	-	-	-	-	-	-	-	(様式11-5) 各種備品リスト	「メーカー・型式等」とありますが、ここでの表現は「構成員及び協力企業の名称が類推できるような記載を行わないこと」に該当しないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	様式集	-	-	-	-	-	-	-	(様式11-5) 各種備品リスト	「配送車車庫」は配送、回収口の底下を「配送車置き場」にする等のご提案もお認め頂けないでしょうか。	可とします。 なお「配送車車庫」は、要求水準書p15では付帯施設の「配送車両置き場」としてありますので、提案に沿った名称としてください。
51	様式集	-	-	-	-	-	-	-		前述の質問に関連してお聞きしますが、参加申請の際に「グループ名」はどこに書いたら良いでしょうか。	参加表明時でのグループ名は代表企業名としてください。そのため、【代表企業】となっている箇所に代表企業名を記載ください。
52	様式集	-	-	-	-	-	-	-	様式集	各様式集のページに受付番号を記入する箇所がありませんが、表紙へ記載するため不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。各表紙にご記載ください。

新石川調理場整備運営事業 優先交渉権者決定基準に関する質問に対する回答

【優先交渉権者決定基準に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	-	項目名	質問の内容	回答
1	優先交渉権者決定基準	別紙-3	-	1	(7)	-	-	-	設計施工計画	(7) 設計施工計画において「事業用地周辺で行われる工事」とは具体的にはどのような工事でしょうか。(本事業の工程提案をさせて頂くにあたり、工事の内容、工事期間予定を御教示下さい)	事業用地周辺で行われる工事とは、前面道路拡幅工事、上水敷設工事、下水敷設工事などです。詳細は別途公表する関連工事概略工程表をご参照ください。
2	優先交渉権者決定基準	別紙-9	-	4	(3)	-	-	-	リスク管理及び業務の品質確保	「バックアップサービスの確保(具体の会社名の記載)」とありますが、実名を書くということでしょうか。仮にバックアップサービスが関連会社で名称から構成員や協力企業が類推される場合でも、実名でよろしいでしょうか。	類推される場合は匿名とし、構成企業同様に企業対応表で確認できるようにしてください。
3	優先交渉権者決定基準	別紙-9	-	4	(3)	-	-	-	リスク管理及び業務の品質確保	住民対応リスクは実施方針において市負担となっていますが、要望への対応とは、どのような事柄を想定されていますでしょうか。	工事期間における近隣住民からの要望、苦情が生じたときの対応を想定しています。
4	優先交渉権者決定基準	別紙-9	-	5	(2)	-	-	-	リスク管理及び業務の品質確保	評価のポイントに「調理や栄養に関するイベント」「地域との交流を深めるイベント」と事例が二つともイベントとなっています。この様式の「独自の提案」というのはイベントの提案と解釈すればよろしいでしょうか。この場合、勉強会や体験教室などもイベントに含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新石川調理場整備運営事業 事業契約書（案）に関する質問に対する回答

【事業契約書（案）に関する質問書回答】

（令和5年6月9日公表）

No	書類名	頁	第1章	第1条	2	(1)	ア	-	項目名	質問の内容	回答
1	事業契約書(案)	5	第1章	第1条	1	(50)	-	-	(定義)	「土地のかしその他」の「かし」は、6ページ(56)にある漢字の「瑕疵」と同じでしょうか。	ご理解のとおりです。 ご指摘の箇所を「瑕疵」と修正します。
2	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	-	-	-	-	(契約保証金)	契約保証金の納付等については、施設整備期間中のみであり、施設供用業務中については不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	1	(4)	-	-	(契約保証金)	履行保証保険に加入する場合、通常契約者は事業者で、被保険者は市となるかと思いますが、契約者を建設請負先（構成員または協力企業）、被保険者をSPCとし、当該保険債権について貴市を第一質権者として質権設定する方法は認められますでしょうか。	不可とします。
4	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	2	-	-	-	(契約保証金)	維持管理・運営業務に係る履行保証は義務付けられておりませんが、別紙7下段但し書きに記載の通り、維持管理・運営業務に係る履行保証保険の付保は事業者提案によるとの認識で宜しいでしょうか。	事業契約書（案）に関する質問書回答No.2をご参照ください。
5	事業契約書(案)	13	第2章	第14条	5	-	-	-	(許認可及び届出等)	念のための確認ですが、「次の各号の・・・実施するほか」の主体は、事業者という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	事業契約書(案)	21	第4章	第31条	4	-	-	-	(工事の一時停止)	同条第3項第3号及び4号に第62条第2項と同様の記載がある中、適用されない旨の記載となっております。 法令変更または不可抗力による工事の一時停止の負担割合は別紙8及び13に則った形となるのか否かを改めてご教示ください。 ※第33条第2項も同様の記載	本項は第62条第1項から第3項における協議に関する規定を適用しない趣旨の規定です。法令変更又は不可抗力による工事の一時停止の場合の損害等の費用負担割合は、第31条第3項各号のとおり別紙13又は別紙8に従います。 なお、第33条についても同様です。
7	事業契約書(案)	24	第4章	第37条	4	-	-	-	(引渡し)	開業準備業務において、供用開始までの維持管理が含まれているのではないのでしょうか。 ※要求水準書P55にて開業準備期間中の維持管理業務に係る記載有	本項は開業準備業務における維持管理業務を想定した記載です。
8	事業契約書(案)	29	第6章	第41条	5	-	-	-	(開業準備)	開業準備業務期間中の光熱水費事業者負担の記載について、供用開始日を以って、光熱水費負担に係る契約の再契約（事業者側では解約・市で再契約）が必要になるという認識でよろしいでしょうか。	開業準備期間中の光熱水費は市が負担します。
9	事業契約書(案)	36	第8章	第55条	1	(1)	-	-	(サービス対価の支払い)	「サービス対価A1に係る請求を各年4月1日から5月31日まで」とありますが、令和5年度の請求月をご教示いただけますでしょうか。また、「【5月31日】まで」と日付を墨付き括弧に入れている理由は何でしょうか。	事業契約締結時に事業者と協議の上決定します。
10	事業契約書(案)	35	第8章	第55条	1	(8)	-	-	(サービス対価の支払い)	「動力費」とは何を指していますでしょうか。	機械稼働に必要な電力や燃料等を指します。

新石川調理場整備運営事業 事業契約書（案）に関する質問に対する回答

【事業契約書（案）に関する質問書回答】

（令和5年6月9日公表）

No	書類名	頁	第1章	第1条	2	(1)	ア	-	項目名	質問の内容	回答
11	事業契約書(案)	36	第8章	第55条	2	-	-	-	(サービス対価の支払い)	「市及び事業者は、サービス対価債権は一体不可分のものであることを確認する。ただし、当該債権に基づき支払われるサービス対価は、本施設の施設整備に係る対価及び施設供用業務の遂行に係る対価に分割して計算するものとする」というのは何を言わんとしているのでしょうか。	PFI事業の特徴であるサービス対価の一体不可分性を確認する趣旨の規定です。ただし、その支払に関しては遂行する業務毎に計算することを確認することとしています。
12	事業契約書(案)	37	第9章	第58条	2	-	-	-	(契約期間)	引渡しについて、「事業期間満了日時点において少なくともその後2年を経過するまで」とございますが、これはどのようにご判断されることを想定しておりますでしょうか。5項の検査によって判断される想定でしょうか。	ご理解のとおりです。
13	事業契約書(案)	37	第9章	第58条	2	-	-	-	(契約期間)	「2028年（令和20年）」というのは、西暦が誤っていませんか。	「2028年（令和20年）12月末」とあるのを「2038年（令和20年）9月末」と修正します。
14	事業契約書(案)	41	第9章	第64条	-	-	-	-	(引渡し日前の解除の効力)	出来高部分に関しては遡及して売上の取消しとはならないという認識でおります。出来高部分に関しては各年度の出来高検査の都度売上を計上することとしてよろしいでしょうか。	本条は、本施設引渡前に事業契約を解除する場合の規定です。事業契約が解除された場合、市は、検査に合格した部分を買受けるか、施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方の対応をとります。事業者における出来高部分の売上計上については、事業者の責任にて専門家等に確認ください。
15	事業契約書(案)	44	第9章	66条	4	(2)	-	-	(損害賠償)	引渡し日以降本事業期間満了日までの違約金について、【解除日が属する事業年度及びその翌年度において支払われるべき施設供用業務の遂行に係る対価総額の10分の1に相当する額】とございますが、解除日が属する事業年度及びその翌年度とございますが、施設供用業務の遂行に係る対価総額2年分の金額の10分の1ということになるかと思えます。こちら同1年分の相当の金額の10分の1に変更頂くことについて、協議することは可能でしょうか。またこちらについては消費税を含むものという理解でよろしいでしょうか。	前段について、原案のとおりとします。後段について、消費税及び地方消費税の額を含みます。

新石川調理場整備運営事業 基本協定書（案）に関する質問に対する回答

【基本協定書（案）に関する質問書回答】

（令和5年6月9日公表）

No	書類名	頁	第1条	2	(1)	ア	-	-	項目名	質問の内容	回答
1	基本協定書（案）	3	第5条	2	-	-	-	-	業務の委託、請負	細かい点で恐縮ですが、請負契約、業務委託契約、覚書等全てを指して「本事業関連契約」と定義されているという理解でよろしいでしょうか。その点、明確になるよう定義頂きたいと存じます。	ご理解のとおりです。なお、SPCと優先交渉権者間の契約書類名は様々なものが想定されますので、例示列挙としています。原案のとおりとします。
2	基本協定書（案）	3	第6条	-	-	-	-	-	事業契約	うるま市議会への事業契約に係る議案提出日は2023年11月何日でしょうか。採択/不採択決定前のSPC設立に向けた動き可否の判断のため、ご教示ください	2023年11月上旬を想定しております。

新石川調理場整備運営事業 その他質問に対する回答

【その他に関する質問書回答】

(令和5年6月9日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
1	実施方針	11	第2	7	(7)	イ	-	-	出資比率	「代表企業は出資者中唯一の最大出資者とする」という規定があります。途中で代表企業を交代する場合、その2社の出資比率を同率かつ最大（つまり2社の出資比率が同じ）ということは認められますか。	代表企業は最高責任者として同一出資比率は不可とします。
2	実施方針	12	第2	7	(7)	ウ	-	-	代表企業の変更	代表企業の変更の規定があります。「施設整備期間、開業準備期間」と「維持管理運営期間」で代表企業を変える場合、参加表明の段階ではどのような手続き（どの様式にどう記載する）をしたら良いでしょうか。	参加表明時の記載は不要です。提案書において、そのことが分かるよう記載ください。
3	その他	-	-	-	-	-	-	-	(令和5年3月15日公表) 実施方針に関する質問と市の回答	No. 92について 用地買収完了時期が令和5年度末（2024年3月末との認識）と記載がありますが、造成設計にかかる現況調査、測量については事業者の業務の事前調査業務に含むとなっており、実務上、作業開始は2026年4月以降になるという認識でよろしいでしょうか。	ご指摘の通り、現況調査、測量については、用地買収完了後の着手となります。 市の承諾を取れた箇所から前倒しで入ることは可能です。 なお、要求水準書（令和5年5月2日公表）にある通り、現況図（公図情報を基にした事業用地CAD図）の他、地表高低レベルについては「資料1 事業用地」、土質については「資料3 ボーリングデータ」をご確認ください。 作業開始時期については、事業者の判断に委ねます。